



平成 29 年 4 月 21 日

各 位

会社名 中本パックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 河田 淳
(コード番号：7811 東証第二部)
問合せ先 常務取締役経営企画室長 川下 和孝
(TEL. 06-6762-0431)

定款の一部変更及び補欠監査役の選任に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 4 月 21 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款の一部変更の件」及び「補欠監査役 1 名選任の件」を平成 29 年 5 月 30 日開催予定の第 29 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせします。

記

1. 定款の一部変更の件

(1) 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(選任方法) 第 33 条 (条文省略) 2. (条文省略) (新 設) (新 設)	(選任方法) 第 33 条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. <u>当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> 4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(任期) 第 34 条 (条文省略) 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(任期) 第 34 条 (現行どおり) 2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u>

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日

平成 29 年 5 月 30 日 (火)

定款変更の効力発生日

平成 29 年 5 月 30 日 (火)

2. 補欠監査役 1 名選任の件

(1) 補欠監査役選任の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、あらかじめ補欠監査役 1 名を選任するものです。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ています。

(2) 補欠監査役候補者

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	
くぼ まさ し 久保 誠 士 (昭和53年12月3日)	平成16年 4月	久保紀雄税理士事務所入所 (現任)
	平成25年 5月	税理士資格取得

(注) 1. 久保誠士氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 久保誠士氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 久保誠士氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、税理士として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

4. 久保誠士氏が監査役に就任した場合には、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。尚、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額といたします。

以 上